

高額療養費の自己負担限度額（月額）

平成30年8月から70歳以上の方の
高額医療費上限額が変更になりました。

70歳未満の人の場合

区分		限度額（3回目まで）	限度額（4回目以降）
ア	同一世帯の全ての国保被保険者の基礎控除（※）後の所得の合計が901万円超	252,600円 +（医療費の総額－842,000円）×1%	140,100円
イ	同一世帯の全ての国保被保険者の基礎控除後の所得の合計が600万円を超え901万円以下	167,400円 +（医療費の総額－558,000円）×1%	93,000円
ウ	同一世帯の全ての国保被保険者の基礎控除後の所得の合計が210万円を超え600万円以下	80,100円 +（医療費の総額－267,000円）×1%	44,400円
エ	同一世帯の全ての国保被保険者の基礎控除後の所得の合計が210万円以下	57,600円	44,400円
オ	同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税が非課税	35,400円	24,600円

※ 基礎控除：33万円

※ 所得の申告がない場合は、区分アとみなされます。

- 自己負担額の計算条件
- 1) 暦月（1日～末日）ごとに計算をします。
 - 2) 同じ医療機関でも医科と歯科、外来と入院はそれぞれ別計算になります。
 - 3) 2つ以上の医療機関にかかった場合には別計算になります。
 - 4) 入院時の食事代や差額ベット代など保険適用外の医療行為は対象外です。

70歳以上75歳未満の人の場合

※ 赤字は平成30年8月からの変更箇所

区分		個人単位（外来のみ）	世帯単位（外来と入院）
現役並み所得者※1	Ⅲ （課税所得690万円以上）	252,600円 +（医療費－842,000円）×1% （4回目以降は 140,100円）	
	Ⅱ （課税所得380万円以上）	167,400円 +（医療費－558,000円）×1% （4回目以降は 93,000円）	
	Ⅰ （課税所得145万円以上）	80,100円 +（医療費－267,000円）×1% （4回目以降は 44,400円）	
一般	18,000円 （年間上限 144,000円）	57,600円 （4回目以降は 44,400円）	
低所得者Ⅱ※2	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ※3	8,000円	15,000円	

※1 現役並み所得者：高齢受給者証の負担割合が3割の方

※2 低所得者Ⅱ：世帯主及び国民健康保険加入の世帯員全員が住民税が非課税

※3 低所得者Ⅰ：世帯主及び国民健康保険加入の世帯員全員が住民税が非課税で、その世帯員の各所得が一定以下

- 自己負担額の計算条件
- 1) 暦月（1日～末日）ごとに計算をします。
 - 2) 外来は個人単位でまとめ、入院を含む自己負担額は世帯単位で合算します。
 - 3) 病院・診療所、医科・歯科の区別なく合算します。
 - 4) 入院時の食事代や差額ベット代など保険適用外の医療行為は対象外です。